

平成23年度 九州管内の電波監視概況

平成23年度における九州管内の電波監視概況を以下のとおり取りまとめました。

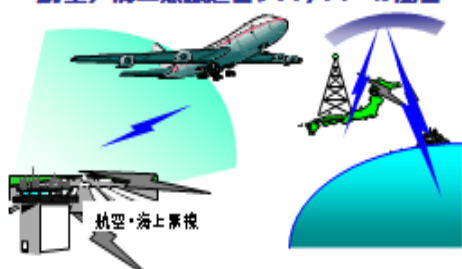
当局では、安心して電波を利用するための電波利用環境を確保するため、今後も継続して混信妨害への迅速・的確な対応、不法・違法無線局対策等を推進して参ります。

1 混信妨害等の申告概況

- 平成23年度の申告件数は240件で内訳は以下のとおり(括弧内は全体に占める割合)。
 - 航空無線、船舶無線や携帯電話など重要な無線通信に関する申告 60件(25%)
 - タクシー無線やアマチュア無線など一般の無線通信に関する申告 139件(58%)
 - パソコンやオーディオ機器など電磁環境に関する申告 41件(17%)
- 申告のあった240件への措置状況は以下のとおり。
 - 調査・対策指導により解消したもの 73件
 - 自己解決により解消したもの 37件
 - 調査中に自然消滅したもの 51件
 - 情報処理としたもの 52件
 - 翌年度に継続調査となったもの 27件

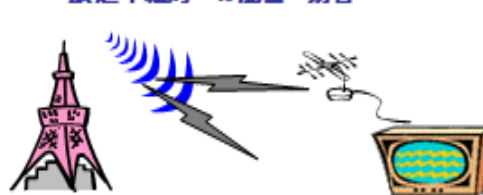
【重要な無線通信への混信・妨害のイメージ】

航空／海上無線通信システムへの混信・妨害



人や物資の安全輸送に重大な支障を及ぼす(衝突事故等の非常事態に至る恐れ)

放送中継局への混信・妨害



放送エリア内の全ての受信世帯で画像、音声が乱れる(避難警報等の緊急放送が伝わらない恐れ)

携帯電話中継システムへの混信・妨害



ビルの地下部に設置された不法携帯電話中継装置等からの妨害電波により、特定エリアで通信不通になる(警察署、消防署への緊急通報等が行えない恐れ)

消防／防災無線への混信・妨害



病院等との連絡が取れず救急・救命活動に重大な支障を及ぼす(病院搬送の遅れから致死に至る恐れ)

2 不法無線局対策の状況

- 平成23年度の共同取締りは、13 回実施し摘発局数は 31 局で内訳は以下のとおり。
 - 不法アマチュア無線 7局
 - 不法パーソナル無線 8局
 - 不法市民ラジオ（CB） 5局
 - その他 11局

（参考）不法無線局は、テレビ、ラジオへの受信障害、携帯電話等への妨害を発生させる恐れがあるため、警察署と共同取締りを実施している。
- アンテナの視認等により確認された不法無線局に対しては、電波法令を遵守するよう文書指導しており、平成23年度は659局に対して指導を行った。本年度は、特に小型漁船の無線局（1W DSB）について、福岡県・長崎県・鹿児島県において指導強化の取り組みを実施した。
- 日本国内での使用が認められていない外国規格の無線機（FRS/GMRS）に対し、電波監視を行い、使用を確認した場合は使用の停止等の指導を実施している。

（参考）FRS: Family Radio Service（米国内で使用）、GMRS: General Mobile Radio Service（米国内で使用）



3 電波利用ルール等の周知・啓発

- 不法無線局等による混信その他妨害から電波利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を図るため、電波利用に関する周知・啓発活動を実施している。
 - 市民への周知・啓発として6月にテレビCM(161 本)、電車中吊りポスター(約 1000 枚)等を実施した。
 - 不法無線機器が販売されないようにするため、家電量販店及びディスカウント店46 店舗並びに無線機販売店12店舗を訪問した結果、21店舗で疑わしい機器が確認され、電波利用ルールの周知や違法機器販売に関する注意喚起等を実施した。



家電量販店等で流通しているFMトランスミッターの例